

京都市自転車等放置防止条例における自転車等の放置に対する措置に関する要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日

1 目的

この要綱は京都市自転車等放置防止条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定について、自転車等の放置に対する措置として必要な事項を定めるものである。

2 条例第 5 条第 1 項

放置自転車として条例第 5 条第 1 項を適用し撤去を行うための判断基準は、以下のいずれかに該当する場合とする。

(1) 道路及び場所等の機能の確保のため

放置自転車を撤去することにより、障害が生じている当該道路及び場所の機能が確保できる場合。

(2) 放置の抑止のため

放置自転車を撤去することにより、放置行為に対する自転車等利用者の意識を高め、更なる自転車等の放置を抑止することが期待できる場合。

(3) 危険防止のため

非常に多くの人出が集中する祭事の現場や、要人入洛時の通行路等において、放置自転車等の撤去により安全が確保できる場合。

3 条例第 5 条第 2 項

放置自転車として条例第 5 条第 2 項を適用し撤去を行うための判断基準は、下記に該当する場合とする。

(1) 道路及び場所等の機能の確保のため

放置自転車を撤去することにより、障害が生じている当該道路及び場所の機能が確保できる場合。

4 その他

(1) 放置自転車等は搬送する車両に積載した時点で保管状態であると判断し、当該放置自転車等は搬送先保管所において返還請求手続がないと返還できないものとする。

(2) この要綱に定めるもののほかに目的の達成に関し必要な事項は、建設局自転車政策推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。